

工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号（建設業法違反行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	青木あすなろ建設株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 辻井 靖	
本店所在地	東京都千代田区神田美土代町1	

3 入札参加停止の理由

青木あすなろ建設株式会社は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当しているとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から、同条第3項に基づく15日間の営業停止処分を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和5年4月21日から令和5年5月20日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内